

平成 26 年度 第 2 回愛媛県男女共同参画会議議事録

日 時 平成 26 年 11 月 12 日（水）10：00～12：00

場 所 県議会議事堂 4 階総務企画国体委員会室

出席委員 12 名（敬称略）

会 長 桐 木 陽 子 松山東雲短期大学教授
副会長 壽 卓 三 愛媛大学教育学部教授
委 員 喜 田 ヒサ子 愛媛県漁協女性部連合会長
〃 窪 川 昌 平 NHK松山放送局放送部長
〃 長 尾 由希子 聖カタリナ大学准教授
〃 藤 田 由 美 （一社）愛媛県建設業協会女性部部長
〃 堀 田 真 奈 公募委員（NPO法人代表理事）
〃 村 上 一 郎 愛媛県PTA連合会会長
〃 安 田 俊 一 松山大学経済学部教授
〃 藪 真智子 愛媛県商工会議所女性会連合会理事
〃 山 田 泉 愛媛労働局雇用均等室長
〃 山 本 和 子 松山市立正岡小学校長

1 開 会

○司会 ただいまから、今年度第 2 回目の愛媛県男女共同参画会議を開会します。まず、最初に桐木会長からごあいさつをお願いします。

2 会長あいさつ

○桐木陽子会長 皆様こんにちは。朝夕冷え込む季節になりましたが、皆さん体調等お変わりないでしょうか。本日は大変お忙しい中、第 2 回愛媛県男女共同参画会議にお集まりいただきまして、ありがとうございます。何かとイベントの多い時期ですが、DV防止に関しましても、本日 12 日から 25 日まで女性に対する暴力をなくす運動期間でございます。女性の人権を侵害する暴力は男女共同参画の実現を阻む許されない行為ですので、引き続き周知していく必要があると思います。また、女性の活躍推進に関しましては、安倍内閣におきまして女性活躍担当大臣が創設され、現在開催中の臨時国会に

は「女性活躍推進法案」が提出されるなど、積極的な動きが出ております。さて、本日の会議では、女性の活躍推進につながる3つのテーマと少子化対策事業につきまして、関連事業ヒアリングを行いたいと思います。皆様におきましては、それぞれ御専門の立場から御意見をいただきまして、実りある会議としたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○司会 ありがとうございます。

当会議は、13名の委員で構成されておりました、定足数は過半数の7名でございます。本日は12名の委員にご出席いただいておりますので、愛媛県男女共同参画推進条例施行規則第14条第2項に基づき、本会議は有効に成立しております。

それでは、議事に入る前に、本日の資料の御確認をお願いします。資料1から資料4までは事前に送付させていただいております。また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要」、「女性に対する暴力をなくす運動」期間の周知チラシ、「ひめのわセミナー」の受講者募集チラシ、11月30日（日）に男女共同参画センターで行われる「えひめ男女共同参画フェスティバル2014」の案内チラシ、そして、本日の次第と配布資料一覧の差替えもお配りしております。皆さんお揃いでしょうか。

それでは、男女共同参画推進条例施行規則第14条第1項に基づき、これからの進行を桐木会長にお願いしたいと思います。なお、委員の皆様のお発言につきましては、事務局担当者がマイクをお持ちしますので、マイクを通じて御発言いただきますようお願いいたします。

それでは、桐木会長よろしくお願いいたします。

3 議 事

○桐木陽子会長 それでは、議事に入ります。お手元の議事に示してありますとおり、「平成26年度男女共同参画関連事業ヒアリング」を行いたいと思います。

このことにつきましては、前回の会議で皆様と一緒に選定した議題でございます。1事業と3つのテーマについてヒアリングを行いたいと思います。時間は、担当課の説明と質疑を含めまして、1事業・1テーマにつきまして20分程度を予定しておりますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、まず、資料の1「愛媛県地域少子化対策強化事業」と、テーマ「安心して子どもを育てられる環境整備の観点」から資料の2「愛媛県の子育て支援・少子化対策の取組み状況」について、子育て支援課の方から説明いただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課 各委員におかれましては、子育て支援の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜り厚くお礼を申し上げます。

まず、資料1「愛媛県地域少子化対策強化事業」の最後、17ページを先に御覧いただきたいと思います。本事業は全国知事会を通じまして、地方が強く要望して本年1月に創設された、地域少子化対策強化交付金を財源に実施するものでございます。今年のこの会議でも、私の方から委員の皆様にも御説明しましたとおり、地方独自の子育て支援につきまして、国の財源支援が得られた結果でもございます。危機的な課題である少子化問題に対応するためには、新たに、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を行う

ことが重要でございまして、地域ニーズに対応した地方独自の先駆的な取り組みを行う地方公共団体を国が財政的に支援するという内容でございまして。交付金は、都道府県一か所あたり 4,000 万円まで、政令中核市が 2,000 万円、その他市町村 800 万円まで申請できることとなっておりますが、国全体の予算が 30 億円しかございません。仮に全国の自治体が上限額まで希望した場合、予算は半分以上不足するということですので、国が事業内容を審査して、先駆性のある事業を採択するという仕組みになっております。

それでは、2 ページにお戻りください。本事業の目的でございましてけれども、先ほどと重複しますが切れ目ない支援を行うということで、本県の課題に取り組めていない分野について、ライフステージに応じた事業を展開するというところで、若い世代を中心に、子育てに安心感が持てるよう支援すること、少子化に歯止めをかけていく、ということを目指しております。愛媛県では、上限の 4,000 万円の事業計画を提出し、3 月中に審査を受け、一部事業内容を修正した後、4,000 万円満額の事業計画が認められ、4 月 21 日付けで交付決定を得たところでございまして。本年 5 月に静岡県が調べた資料によりますと、4,000 万円の交付決定を受けたところは、本県を含めて 7 県でございました。なお、単年度事業でございまして、実施期間は今年度末までとなっております。当然、現在知事会を通じまして、交付金事業の継続要望を行っているところでございまして、来年度以降の国の予算編成の動向を注視して、継続となれば積極的に再び交付金の申請を行うことを考えております。

今年度具体的に取り組む事業ですが、9 事業でございます。3 ページを併せて御覧いただければと思います。資料の左半分がこれまで県がやっていたもの、今回新たに交付金を使うものが青で括弧しているところでございまして、これを体系化した資料でございまして。この 9 つの事業を行う背景となりました少子化の現状につきまして、統計資料をもとに簡単に御説明させていただければと思います。

4 ページでございましてけれども、国勢調査を主にもとにしており、上が本県の人口と年間の出生数の推移を、下が毎年的人口動態統計の出生数を表したものでございまして。人口は現在 140 万余りまで減少しておりまして、同じく出生数も平成 25 年、戦後最低を更新しました。このままで推移すれば、30 年後に本県の人口は 107 万人まで減少するであろうと推定されております。特に、年少人口と生産年齢人口の割合が減少するであろうという推定結果が出ております。

それから 5 ページであります。少子化の主たる要因であります未婚化・晩婚化・晩産化の現状をグラフで示しております。生涯未婚率は、男性が 18%、女性が 10%、男性が約 5 人に 1 人が未婚、女性が 10 人に 1 人が未婚と言われております。初婚年齢も上昇、それに伴って、出産年齢も上昇しております。

6 ページでございまして、前段部分は本県独自の事業で、全国でも注目されていると思われ、えひめ結婚支援センターを通じて明らかとなった課題をまとめたものでございまして。県が行う事業においても、結婚年齢は上昇しておりまして、晩婚化の傾向を示しております。6 ページの後段には、18 歳から 34 歳までの独身者に対して、結婚に対する意識調査を約 5 年おきに国が行っております。2010 年に調べたところによりますと、男女とも「いずれ結婚したい」と思っている独身者が約 9 割、2010 年以前の資料を見てもおわかりかと思われけれども、そんなに変化はございません。将来的にも結婚意欲はありますけれども、出会いの機会がないとか、結婚資金がないとか、自由さを失いたくない等の理由で結婚に踏み切れていない若者が多くいるのではないかと考えております。

次に、7ページの前段でございますが、平成23年度に県内の大学生・専門学校生約1,900人を対象に、結婚観に関する意識調査を行いました。学生の約8割が結婚したい、子どもを持ちたいという回答を得られましたけれども、自分の将来像へ向かって実行している学生は2割程度となっております。おそらく、現在の学生は、就職することが精一杯であり、その先にある結婚や子育てをイメージできていないという結果が浮き彫りになりました。

7ページの後段から8ページにかけましては、核家族世帯の増加により、昔と比べて、家庭内の子育て力等が低下しているということ、共働き世帯の増加によって、女性への育児家事負担が増加しているというような指摘もございまして、子育て環境の変化に対応した取り組みを行っていく必要があると考えております。このような課題・問題に対応しまして、結婚前・結婚適齢期・子育て中の世代に対しまして、切れ目ない支援を行っていくということが重要でございまして、ライフステージに応じた取り組みを現在行っているところでございます。

9ページ以降で、具体的に実施している事業を簡単に御紹介させていただきます。

まず、9ページになりますけれども、えひめ少子化対策強化フォーラムの開催でございますが、県民と一体となって少子化問題を考える機会づくりとしまして、10月18日と19日の2日間、アイテムえひめを会場に、初めて少子化というテーマでフォーラムを開催しました。集客をより効果的に図るということで、民間の子育て親子向けのイベントとタイアップする形で実施しまして、2日間で4万人以上の来場がございました。概要は、有識者による基調講演、パネルディスカッション、県や関係団体のPRブースの設置、親子向けの交流イベントの開催などを実施いたしました。

10ページでございますけれども、愛顔の子育て支援団体ネットワーク化事業につきましては、県内で子育て支援活動や、結婚・妊娠・出産の支援活動を実践されている支援者相互の情報交換、支援者の資質向上の研修を開催しております。

次に11ページでございますけれども、思春期から就職前に対する取り組みといたしましては、中学生を対象に乳幼児と交流を行う「愛顔の赤ちゃんふれあい授業開催事業」を子育て支援団体に事業を委託しまして、中学校、市町教育委員会等と連携して実施しております。県の事業ですので広がりを持たせるということで、東予・中予・南予別に各地区2校ずつ、計6校にモデルになっていただきまして、校区内の1歳未満の乳幼児を抱える親子に御協力を願い、1時間目は乳児と母親との直接のふれあい交流を、2時間目は保育士等がコーディネーターとなりまして、命の大切さや家族をもつ意義を生徒と一緒に考えて、ディスカッションを行うこととしております。この事業を通じまして、初めて赤ちゃんを抱っこするという学生が意外に多かった、ということを感じたとしてもっておりますけれども、残り3校で来週以降実施する計画としております。

次に12ページでございますけれども、大学生を対象に、自らのライフデザインを考える機会づくりを行う、「えひめの次代を担う親づくり推進事業」を、子育てやワークライフバランス支援に取り組まれているNPO法人に事業を委託しまして、大学や保育所、子育てサークル等とも連携して事業を実施しております。具体的には、社会人講師を大学に派遣いたしまして、講義の1コマをお借りして、学生とのディスカッションを行うなどしてございまして、現在、県内の3つの大学・短期大学で御協力を得ながら講座を開催しております。また、実際に子育てをリアルに体験していただくということも併せて行っておりまして、学生を保育所や子育てサークルに派遣する事業も並行して実施しております。

次に、13 ページでございます。結婚適齢期にある世代に対する取組みといたしましては、既存のえひめ結婚支援センター事業と連携する形で、独身者向けにコミュニケーション力の向上などを図るための「婚活大学」を今年度初めて開催いたしました。センターの活動で成婚に至った好事例を紹介するなど、愛媛県法人会連合会に事業委託して事業を実施しております。10 月末には九州大学の佐藤先生にお越しいただきまして基調講演を行いましたほか、11 月～12 月にかけて、現在、基礎編、応用編などの講座を、独身者はもとより、独身者の背中を押すおせっかいさんを増やすということも考えておりまして、支援者向けの講座も開催しております。併せて、好事例集の作成などにも取り組んでいるところでございます。

次に 14 ページを御覧ください。妊娠・出産期にある世代、また、結婚前の世代への対応も含まれますが、妊娠・出産の適齢期等の最新知識を広く普及啓発するために、出産や産後のケアの分野で活動されている助産師を活用する形で、「えひめの母子保健知識普及啓発事業」を、愛媛助産師会に事業委託しまして、教育機関、保健所等も連携しまして実施しております。また、これから子育てを行う世代、子育て中の世代を対象といたしまして、結婚・妊娠・出産・育児に係る支援情報等を掲載した、各圏域ごとのガイドブック、「愛顔の結婚生活応援ガイドブック」を仮称として付けておりますが、このガイドブックの作成にも取り組んでおります。

15 ページでございます。祖父及び父親による育児・家事参加を促すための啓発セミナー等を開催する「愛顔のイクジイ・イクメン応援事業」を、男性従業員や経営者等の組織を束ねている、こちらが愛媛県法人会連合会の組織力を活用するという形で、同連合会に事業を委託して実施しております。男性の育児参加に関しては、重要なポイントでありますから、男女参画推進や労働福祉政策との観点からも、関係課と連携しながら対応して参りたいと考えております。

次に、16 ページでございます。先進国では、女性の労働参加率が高いと出生率も高くなるといった傾向がありますことから、男女ともに働きやすい職場環境の整備を図るために、共働き支援キャンペーンを展開する、「共働き支援による出生率向上対策事業」を民間企業とタイアップする形で、現在事業を実施しております。

以上、この 9 事業でございますけれども、少しでも少子化に歯止めをかけ、ライフステージに応じた取組みを進め、地域全体で結婚したい人の希望を、子どもを産み育てたい人の願いを叶えていくため、県はもとより関係団体、市町等とも連携しながら事業を展開しております。

続いて、資料 2 「愛媛県の子育て支援・少子化対策の取組み状況、子ども・子育て支援新制度の概要」を御覧ください。

2 ページから 3 ページ、見開きで見ていただければと思いますが、県では、子育てを取り巻く環境の整備や少子化の進行は重要かつ喫緊の課題と受け止めており、大きくは次世代法に基づく「次世代育成支援行動計画」であります「えひめ・未来・子育てプラン」を策定しまして、子どもの成長段階と子育て全期間を通じました 7 つの基本目標のもと、具体的な施策と、85 の目標指標を設定しまして、各種施策を展開しているところでございます。この計画につきましては、22 年度から今年度末を推進期間としておりますことから、現在来年度以降、向こう 5 年間に取り組むべき計画の策定作業を進めているところでございます。また、後ほど御説明いたします、来年度から本格実施となる子ども・子育て支援法に基づく、子ども・子育て支援事業、支援計画なども網羅した総合的な計画を策定する予定でございます。本日は、具体的な計画案をお示しできませんが、

現在計画に定める、子どもの視点・親の視点・地域の視点、この3つの基本理念に加え、次代の親となる若者の視点を追加して、基本目標、具体的な施策を掲げていく、こういった計画を考えております。

4ページでございますが、本県の少子化対策を体系化したもので、黄色く色付けている部分は県単独で実施している事業、これ以外にも国の補助制度でやっている保育所の整備などもあります。県独自でやっている事業だけを抜粋しております。右半分の青色で着色しているところが、先ほど御説明した国の交付金制度を活用した「地域少子化対策強化事業」であります。これをライフステージごとに取り組んでいるという体系図でして、一番下は、来年度から向こう5年間に取り組むべき目標や施策を定める、次期計画を策定するという資料でございます。

それから、5ページでございます。えひめ結婚支援センターの取り組みを簡単に御紹介させていただきます。事業開始から丸6年が経過いたしました。イベントやお見合いを通じまして、独身男女に出会いの場の提供、こういったものを、企業団体、市町、そしてお節介的な存在のボランティアの皆さんの御協力を得て実施しております。資料は9月末の時点で掲載していますが、カップルは7,000組以上、うち自主申告分だけで、390組から成婚報告を受けておりますが、実は一昨日に成婚報告が400組を突破しました。これにつきましては、愛媛新聞でも大きく取り上げられております。

それから、6ページでございます。放課後児童クラブの資料でございますが、共働きやひとり親家庭が増えている中、保護者が仕事などで昼間家庭にいない、主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や夏休みなどの間、児童が安心して生活できる場として設置されております。児童の健全育成はもとより、仕事と子育ての両立支援として重要な役割を担っております。県内では、本年5月1日時点、県内全市町に合計241のクラブが設置されており、9,800人あまりの児童が利用している状況でございます。この児童クラブにつきましても、平成27年度に施行予定の、子ども・子育て支援新制度では、放課後児童クラブも対象事業の1つとされており、対象児童が概ね10歳未満の小学生から、小学6年生まで拡大されること、これまで特段定めなかった設備や運営の基準につきましても、各市町が条例で定めることなどが決まっております。

資料の7ページを御覧ください。子ども・子育て支援新制度は、消費税が10%となった時の増収分を財源とすることになっておりまして、このため平成27年度からの開始が予定されております。消費税は27年10月から10%の税率が導入される予定ですが、その税収が満年度化します平成29年度に、その税収のうち7千億円が子育て支援に充てられることとなっております。

8ページを御覧ください。ここでは新制度がどんなものか説明してまいりますが、まず、保育所の待機児童が問題化しております中、保育や教育を必要とする家庭が利用できるサービスの量と種類が拡充されます。この部分は、後程詳しくご説明いたしますけれども、保育所・幼稚園・認定こども園の充実とともに、地域型保育事業として、小規模保育、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型事業が創設されます。また、一時預かり、延長保育事業、放課後児童クラブといった通常の保育・教育以外のサービスの充実も図られます。

次に、9ページになります。さらに支援の質の向上も図られる制度となっております。具体的には、保育所等の職員研修による資質の向上、職員の処遇改善による職場への定着、必要な資格を取得している者の確保などがあり、これにより保育サービスの向上が図られます。

続きまして、10 ページ、11 ページを併せて御覧ください。先ほど申し上げました、量の拡充の詳細について御説明いたします。現在、小さいお子さんが利用する保育・教育サービスとしては、幼稚園、保育所、認定こども園があります。幼稚園は、希望する3歳から5歳までの子どもが、原則1日4時間の教育を受ける施設でありまして、保育所は、0～5歳の保育を必要とする子どもが、8時間から11時間の保育を受ける施設、また認定こども園は、0～5歳の子どもが教育・保育サービスを一体的に受けられる施設というものであります。新制度では、このうち認定こども園の普及を促進することとなっております。また、待機児童が多いと言われます3歳未満児の保育を充実させるために、6人から19人までの子どもを保育します小規模保育、定員5人以下の少人数を対象に保育を行う家庭的保育、そして会社等の事業者の方が従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育する事業所内保育、保護者の居宅で1対1の保育を行う居宅訪問型保育が新たに認可事業としてスタートすることになります。新制度になりますと、利用者の方は、まず市町の役場で保育量の認定を受けることとなり、その認定と並行して施設への入所・入園の申込みをすることとなります。そこで必要なサービス、または利用したい施設等を選択することとなるのですが、受け皿の拡充とともに、延長保育、一時預かり、また育児の相談等が受けられる地域子育て支援拠点、といったサービスの種類も拡充されますので、利用者にとっては、施設・サービスの選択の幅が広がって参ります。また、保育を必要とする要件も緩和されるため、これまで保育所に行けなかった子どもが行けるようになるなど、保育所の門戸自体も広がることとなっております。これにより、利用者の方の利便性はさらに向上するものでございます。新制度に向けまして、市町では、既に、お子さんをもつ世帯に利用したいサービスについての調査を行っており、その結果を踏まえまして、今年度中に5か年の事業計画を策定することとなっております。その市町の計画と並行しまして、県は市町を支援するための事業計画を策定しまして、その実現に向けて市町を支援していく制度となっております。

最後になりますが、私どもが所管しております各種事業、子ども・子育て支援制度に関する取り組みにつきましては、県の男女共同参画計画に掲げられている、「男女がともに参画する家庭・地域づくり」や「安心して子どもを育てる環境整備」の主要課題にも対応した内容でございます。子育て支援の充実を図る上では、男女が協力して育児・家事に参加し、女性の育児の負担軽減や社会進出の支援を行っていくことが重要であることは言うまでもありません。引き続き、各種施策を推進していき、愛顔あふれる愛媛づくりに努めて参りますので、各委員の皆様にも御支援と御理解を賜りまして、子育て支援課からの事業説明を終了させていただきます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは委員の皆様から、御意見、御質問はありますでしょうか。

○安田俊一委員 いくつも事業が出ているんですが、おそらくその達成目標、評価指標のようなものがあると思うのですが、どういう指標を立てておられるか概略を、そこに見て過去の事業をどう評価されていて、どのへんを今度変えられるのか、ポイントだけ聞かせていただけたらと思います。

○子育て支援課 地域少子化対策強化事業につきまして、国の方から最初制度のときに数値目標を、ということもだいぶ言われましたけれども、事業予算が年度ごとでの編成

になっておりまして、こういったものは中長期的にやらないと、少子化、例えば出生数の減少に歯止めをかけるとか、結婚年齢を引き下げるということは非常に難しいということで、定性的な数値目標でもかまわないということで、当初の考えから条件は緩和されたんですけれども、各種事業それぞれやっておりますが、定量的な数値目標というのは掲げてございません。今後、中長期的にやっていくということで、次期県の行動計画を策定しているんですけれども、そこでなんらかの目標値を掲げた方がいいのかということも内部で議論しているところでありまして、具体的な数値といったものも決まっております。

地域少子化対策強化事業に関しましては、それぞれの事業で達成目標は定めておりません。あくまでも、私どもは今この5年間、えひめ未来子育てプランに基づいて、愛媛の子育て環境を整備していくという形で、それにつきましては、先ほど申しましたとおり、85の目標指標を定めております。25年度末の途中経過では、一部まだ調査できてないものもありますが、このうち数値化できる55の目標では、100%以上を達成しておりますのは37%、90%代は2割が達成している状況でございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。山本委員、お願いいたします。

○山本和子委員 子ども・子育て支援新制度について、新制度で増える教育・保育の場ということで、地域型保育が新たにという説明を受けました。松山市は非常に恵まれていて、子育てに関する選択肢が多い所です。ところが、自治体によっては非常に温度差があって、こういう制度ができて、地域型保育を進めましようと言われたときに、県としては全市町に、こういった予算が組めますからどうぞ、と働きかけていかれるものだと思うのですか、今そういう動きがもう市町には行き渡っていて、今後どうする、ということではできているのでしょうか。

○子育て支援課 地域型保育事業というのは3歳未満児を対象にしたもの、特に待機児童が多い世代をというものなんですけれども、先ほど調査を実施しましたということも申し上げましたが、どれほどのサービスに対してのニーズがあるか、それに対して市町が提供していくか、という計画を今後立てるようになっております。その中で、実際に待機児童がいないですとか、逆に施設が需要を上回っているような市町もございまして、制度の詳細については、各市町にも御説明をしているところなんですけれども、市町におかれましては、保育所、幼稚園、認定こども園、もしくは地域型保育事業でニーズを補っていくとなっておりますので、地域型を推進するというよりも、ニーズに対しまして、どういった施設で、どういった量を確保していくかということも市町で検討しておりますので、総合的な計画ということで御理解をいただきたいと思っております。

○山本和子委員 ありがとうございます。最近いろんな方から、今度1年生に子どもが入るんだけど、例を挙げれば、砥部町のあるところは土曜日の放課後児童クラブはやっていない、だから子どもが入学するので、松山市のある地域に引っ越すというのを聞いて、本当に親御さんは仕事は続けたい、でも子どもをどうするかということで本当に悩まれているんだなということを感じました。

○村上一郎委員 放課後児童クラブについて、私地元大洲なんですけれども、やはり全

ての場所で放課後保育が行われているというわけではありません。それぞれ、大洲だったら大洲の都合がありまして、やっていないところもあるんですけども、私どもの地域でもやっていないところがありまして、例えば今出たように引っ越すという話はいくらでもあるんです。そういう部分は当然市町がやっていくものだと思うんですけども、県の方も計画を立てたりということがあるんですけども、以前ほど市町に対する指導とかされてないと、助言程度だと聞いているんですけども、県内各地で同じようなレベルのサービスが実施できるような助言的なものはしていただけたらいいんじゃないか思っております。ですから、南予のあたり、中予の方へ人口が移動する、大洲の中でもそういうものがあるということが、実際どうしても防げないし、逆に残った人は働くにも働けない、時間制限をして働くというのがどうしても発生しているというのは、PTAをしておりますので聞くことがあります。子ども・子育て支援制度につきましては、消費税の関係を言われてましたが、実際どうなるかというのは未確定なところはあるかと思うんですけども、これがうまくいくかというのは懐疑的な部分もあって、それぞれの地域で十分なサービスができるかというのは、PTAとしても話が出ているところであるんですけども、先ほどお話ししたとおり、こちらについても県の計画に基づいて、各市町同じレベルのサービスが行き届ければと思っておりますけれども、最低限でやれる範囲でしかやれないという財政的なところもありますので、県や国の財政支援を受けながらできたら一番だと思います。そのあたり今後お願いできたらと思いますので、よろしくお願ひします。

○子育て支援課 まさに今のお話にありましたように、県と市町村の役割という面で、私どもが所管してます福祉という点において、昔の国、県、市という上からの時代ではなく地方分権で、市町村がやるべきこと、県がやるべきこと、とすみわけができておりまして、私どもは運営に関しては、助言という立場なんです。こうしなさいという立場ではございません。ですが、先ほどお話にありましたように、県としてできることは、各地域での設置状況、様々な市町で取り組みが違うということは提供しますし、問題として施設整備がネックであれば、施設整備につきましては、私ども県としてもこれまで安心こども基金なり、国の財源なりがありますので、それを積極的に活用して支援していきたいところです。今年度も新制度を見越して、小6まで拡大とか、児童クラブを2つを4つにするような、という目標を掲げている市町もありますので、そこに対しての施設整備を今やっているところでもあります。そういった形の施設整備に関しましては、県も支援しておりますし、支援制度にもありましたように、職員なりの質の向上につきましては、県が役割を担っていかなければならないということで、研修制度なりの拡充などについては、県としても取り組んでいるところでもあります。

新制度に絡む部分も少しお答えをさせていただきますが、子ども・子育て支援新制度と言いますが、事業を実施するのが市町という制度になっておりまして、これは国が主導するというのではなく、市町が地域の実情を踏まえた上で実施すると、そして国や県が財政支援をはじめとした各種支援をしていくというものになっておりまして、そのために、例えば先ほど申したものと重複しますが、調査を行ったというものが市町によって対象も若干違いますけれども、基本的には就学前もしくは小学校低学年のお子さんの保護者に調査をして、保育所、幼稚園、認定こども園等を利用したいのかどうか、また放課後児童クラブ、一時預かり、延長保育といったものを利用したいですかという調査をしまして、それに対して市町でどの程度提供できるのか、というのを市町が計画に

盛り込むようになります。そして、その市町の計画が実施できるような計画、支援するための計画を県がつくる、ということになりまして、そこは主体的に市町に動いていただくことが必要なんですけれども、それについては財政的にもどういった割合で支援していくというものもありますし、市町におかれましては、それは行政の方だけで判断するというものではなくて、各市町に子ども・子育て会議という、有識者の方、または実際に子育て関係の施設の実務をされている方、もしくは保護者の代表者の方等が委員になっておられます会議がありますので、そちらで是非を判断したうえで、市町も計画を立てていくという仕組みになっております。ですので、ある程度保護者の方の意向は反映されて、それができないなら、なぜできないのか、逆にこういったことを今後伸ばしていこう、という議論がこれからなされるものと思います。

○桐木陽子会長 今後、地域間での格差が生じないように、それぞれの自治体で計画を定めていっていただきたいと思います。実は、私どもの女子大学・短期大学でも、保育士・幼稚園教諭の養成課程を有しているのですが、最近、求人に対して充足しない状況が出てきております。次年度の計画を早めに立てたいという施設が増えて、求人はますます活発化してきているのですが、学生側の求職条件と合わないなど、うまくマッチングできないケースも増えています。今後、子育て支援に関わる専門人材がますます必要とされるでしょうが、養成機関での定員は限られていますから、潜在的な専門人材というような方々にもう一度社会に出てきていただく、そうしたニーズを持った方々を支援していくことも考えていただきたいと思います。地域間格差につながらないように、大学等とも連携していただければと思いますが、このあたりについてはいかがでしょうか。

○子育て支援課 保育士確保という点で、現在保育士の養成施設といいますが、私が把握している限りでは、いずれも幼稚園教諭の免許も併せて取れるということで、幼稚園教諭と保育士になれる方が、同じ学科で勉強されているという状況があるかと思えます。そこで取り合いになったりという状況もあるかもしれませんが、最終的には、教育、保育を一体的に進めるということで、例えば昨年度から保育士を目指す方に対し就学資金の貸付という制度を実施しまして、卒業後に県内の保育所で保育士を5年以上なされると、就学資金の返済を免除するすとか、家庭に入っておられる方に保育士として活躍いただくために、例えば幼稚園教諭免許をもっておられるけど、保育士免許も持っておられない方について、現在特例ということで、本来ですと40単位ほど必要なものが、8単位で保育士になれる。または、逆のパターンで、保育士資格をもたれる方が、教員資格免許を取りたいときにも、8単位で取れるという特例制度が設けられていますので、そういった資格を取られる際に、学費を支援するという補助事業を今やっております。また、同じく昨年度から保育士・保育所支援センターというのを、県の社会福祉協議会の中に設けておりまして、そちらで保育士の資格を取得するための相談ですとか、いわゆる潜在保育士といわれる方が就業される際の不安や就職の相談、もしくは就業するための情報提供をするという事業をしております。これは当然、次年度以降も、続けていきたいとは思っております。保育士確保は、今後の課題と認識しております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。なかなか再就職が難しい現場でございますので、是非潜在保育士の方々が気軽に復帰できるよう、今後も是非続けていただきたいと

思います。

○長尾由希子委員 資料1の14ページの、結婚生活応援ガイドブック作成事業とあるのですが、愛媛県の婚姻というのは、年間何組ぐらいあるのでしょうか。

○子育て支援課 人口動態統計で毎年出ておりまして、平成25年が歴年で6,416組、婚姻届が出ております。順位で言いますと、都道府県では多い順から29番目でございます。昨年が6,386組と、今年度は少し増えています。

○長尾由希子委員 3倍にはいかないけれども、2倍くらい作成されていらっしゃるんですが、何か理由、夫婦それぞれに渡しているとか教えていただけますでしょうか。

○子育て支援課 タイミングとしまして、婚姻届を出されたタイミングでまずお配りしたいという数、プラス現在子育て中の方にもお配りしたいということで、現在の子育て世帯を足したもので、1万6千という形で作製を積算しております。

○長尾由希子委員 これは希望者に配布されているという状況でしょうか。

○子育て支援課 実はこのガイドブックの作製と言うのが、他の市町でも自主的にやりたいというところがございます、県がこういった事業を考えてますということをして市町に説明したところ、うちはもっと地域に特化したものを作りたいということで、伊予市、四国中央市、西予市、松前町、内子町は、独自に作りたいという御要望がございました。この部分につきましては、県と市町が作ったものを同じように配ると、非常に無駄遣いというような批判もございますので、こういった市町は対象から除きまして、1万6千部というのを計算いたしました。お金に限りがありますので、窓口に来られる婚姻届を出された方にお渡しするのと、母子手帳の配布時ですね。年間出生数が1万人ということでございますので、そういったところを勘案しながら、1万6千という部数を算定いたしました。

○長尾由希子委員 学生に話をしている、税金の重さというのはかなりあると思います。私は働きだしてから税金がこんなに重いということを知ったので、学生には早めにとまって将来設計とか税金はいくらぐらいかかるのかと簡単な話を授業でしているのですが、そうするとやはり税金の使い方って重いなと思っておりまして、節約できるところは節約して、税金もこれから潤沢に入ってくる時代ではありませんので、さっき学童の話もありましたが、それをまわせるところにできるだけまわせたらと思って。

もう一点あわせてお尋ねしたいのが12ページで、県内の大学、短大にライフデザイン講座の開催と掲げられております。これに関連しまして、愛媛県の男女共同参画センター、松山市のコムズもそうなんですが、講師派遣ということをして以前されておまして、私は昨年度もふんだんに活用させていただいたのですが、今年度から無料ではなくなっているとか、1回目だけ無料とか、それでも1回1万円を切るのだから安いのですが、既存のものを活用してできなかったらと思うので。例えば、こういう県内の大学、短大での講座を企画するとなると、大学それぞれ、文科省にある程度カリキュラムというものを出力してしまっていますし、正規の授業の枠外でやることになります。インター

ンシップですとかそういう役に立つものとか、就職のための能力講座とかも含めても、単位にならないことは、たとえよいことでも学生の動員がなかなか難しいという現状になっています。そういう中で、こういったライフデザイン講座というものを企画しますと、既にある程度意識を持っている子ですとか、一部の協力的な学生を半ばお願いして動員するような形になっておりまして、既存の無料でやっていた講師派遣ですとか、ああいったものの内容を拡充したり、周知先を広げるとかですとか、県内は大学進学率は半分くらいですので、高卒の方も含めて結婚のことを考えてもらったらいいと思いますので、高校とか大学とか派遣先を広げ宣伝をするとか、より省コストでできるのではないかと思います。さっきのパンフレット作製も、一部はPDFにして、カラー印刷にするとか、そこで浮いたお金を幼保への支援とか、学童へのお金とかにしていって、啓蒙的な部分をコストカットできないんだろうかと個人的に思いました。理念・意識が足りないという部分もあるのかもしれないですが、制度が整っていないから、少子化とか子どもを育てながら働くとか、そういうのがついていかないのではないかと。制度を変えることで、行動を変えていくという、私は専門外なのですが、行動経済学ですとか社会工学的な観点になるかと思うのですが、お金の遣いどころを税金としてはちょっと考えてみたらいいのかなと思いました。

○子育て支援課 おっしゃるとおり、限られた予算でいかに結果的には効果的に事業を展開するという概念から、先ほど言いました地域のニーズに一番マッチしたのは、この地域ではこの事業に重点を置く、この地域では別の事業に、という形で、地域それぞれで使い道も結果的にはニーズに合うような形で変わってきておるところでございます。個別の話になりますと、私どもとしては、ガイドブックにつきましては、結婚時、出産時にお配りできたらと積算した次第でございます。それと余談ですが、ライフデザインのお話、私どもが今回取り組んだきっかけとしましては、9割の方が結婚したいという希望はあるのだけれど、結婚に対してぼやっとした形で皆さん過ごしているのではないのかと。聞くところによると、学生さんには専業主婦論というのもすごく多いんだというようなお話もありまして、それを否定するわけではないんですけども、将来を担っていただきたい若者の方々が、将来像を描けてないのではないかと、だったらこちらでそのきっかけづくりをお手伝いできたらと、高校生については既に県として行っている事業がありますので、大学生であり、さらに赤ちゃんというキーワードで中学生まで掘り起こせないかなという形で、少子化対策として行ったきっかけでございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。県内の子育支援につきまして、新たな取り組みを見ていきました。先ほどお話しにもありましたが、えひめの次世代を担う親づくり推進事業、ライフデザイン講座、授業そのものに大学生が企画に関わるなど、従来のやり方とは違う方法でも取り組んでおられて、効果が期待できるものになっていると思います。また、中学生に対しましても、従来では取り組みきれていなかった対象にまで対応しておられ、この新たな事業で若者たちの将来設計を描くきっかけになったのではないかと思います。こういう事業を是非推進頂いて、さらに市町での取り組みを広げていっていただきたいと思います。

子育て支援課の皆さん、お忙しい中ありがとうございました。

続きまして、仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し等の観点から、資料3「えひめ子育て応援企業育成事業等」について労政雇用課から説明をお願いします。

○労政雇用課 労政雇用課長でございます。まず、当課の守備範囲ですが、職業訓練の推進ですとか、快適な労働条件の確保といったことを通じて仕事と家庭の両立をお手伝い、基本的には企業に取り組んでいただくことでありますけれど、企業の皆様が仕事と家庭の両立をしやすい職場環境をつくろうかなと思われたときに、快適な労働条件の確保などを通じて、そのお手伝いをさせていただくというのが任務でございます。

主な事業は2本ございまして、本日御説明させていただく資料の1枚目にもある「えひめ子育て応援企業育成事業」というものと、後ほど出てくる「ファミリー・サポート・センター」、この2本が事業の主たるものとなっておりますので、順次制度の概要などを説明させていただきます。

まず、1ページから御覧ください。「えひめ子育て応援企業育成事業」と銘打って、26年度の予算額ですけれども2,507千円となっております。まず、この事業の目的という部分を御覧いただければと思いますが、要するに、中小企業の方々の自主的な両立支援の取り組みをお手伝いするというのを目的にやっておる事業でございます。少子高齢化と言われ続けておりますけれども、近年そのスピードが加速してきている中において、女性はもちろんですけど、男女問わず仕事と子育てなどの家庭生活が両立しやすい職場環境を整備することが求められている、といったことが背景としてございます。育成事業と題して事業が3つございますので、順次御説明いたします。

1つ目の「子育て応援企業顕彰事業」というものですが、この事業は、中小企業の方々における両立支援の取り組みのインセンティブを上げるために、頑張っているところを社会的に評価しようとするものでございます。中身が、「えひめ子育て応援企業」の認証マークの付与と、「えひめ子育て応援リーダー企業コンテスト」の2つの事業からなっております。詳しくは後ほど御説明いたします。また、認証の付随事業といたしまして、「えひめ子育て応援企業認証サポート等事業」がございまして、この認証マークは、何もなくても貰えるものでは当然ありません。次世代法という法律がございまして、それに基づいて企業の事業主の方々は、自社のアクションプランを立てていただく義務や努力義務があります。しかし、アクションプランをつくろうとしても何から始めればいいのかというところが、特に中小、零細規模の企業の方々だとわからない。そうしたところを手厚く支援するために、この認証サポーターによる取組事業というのをやっております。これは緊急雇用対策という別の財源を活用する形ですけれども、企業への相談支援へのノウハウを有する、愛媛県法人会連合会というところに委託をして実施しております。これがなかなかうまくいきまして、このサポートを始めてから、認証企業が急速に伸びて参ったという状況でございます。

2つ目は、「家庭にやさしい企業支援事業」でございます。この事業は、育児介護休業法であるとか、法律で定められた基準を超えて頑張ろうかなという企業の方々に対して、助成金を支給するというものでございます。具体的な中身は、1つ目は(1)の「育児・介護短時間勤務制度」などで、法律がこれはやってねという水準を上回る取り組みをやっているところに支給、2つ目は、男性の育休取得が非常に低調でございますので、男性に育休をとってもらったところには手厚く、ということで設けているのが(2)でございます。男性の部分なんですけれども、交付額のところを御覧いただければと思いますが、育休期間によって交付額を変えております。私の職業経験でもあるところなんですけれども、男性が育休を取る場合、取ること自体まだまだ珍しいんですけれども、取ったとしても非常に短期間であるということがほとんどであります。でありますので、支給額を

期間が長ければ長いほど増やすという形で、制度としては長期の育休取得を奨励しているというものであります。なお、認証を受けた企業については、ボーナスとして支給額の上積みがあるという仕組みとなっております。

3つ目が「ワーク・ライフ・バランス推進啓発事業」でして、いわば1番目は頑張る企業を顕彰する、2番目はもっと頑張る企業を個別にお手伝いする、3番が広く両立支援を進めていこうと啓発を行う事業でして、もとは企業における両立支援の取り組みというのは、企業が経営を日々行っていくにつつ、こうしたことも力を入れないといけないなどと思って動いていただいて、初めて育休などが取れるというものですから、事務レベルというより、トップや管理職の方々の理解が重要であると常々言われております。ですので、管理職でありますとか、人事労務担当者をターゲットとして、セミナーを実施しまして、基調講演に加えて、後ほど御説明しますけれども、リーダーコンテストに受かった企業の実際の取り組みを紹介いただくなどして、自社における取り組みの参考としていただけるようなセミナーとしております。資料3の後ろにセミナーのチラシを入れておりますが、日付が近々でございますので、11月19日（水）の午後から、掲載の会場で開催します。まだ若干席数余裕がございますので、もし御興味、御関心、またお時間が許せば、お申込みいただき聴講いただけると、誠に幸いです。以上が、二本柱の1つの「えひめ子育て応援企業育成事業」の概要でございました。

少し中身について立ち入って御説明いたします。2ページを御覧ください。上半分が認証制度、下半分が表彰コンテスト制度の説明となっております。上半分の認証部分について、少し詳しく御説明いたします。まず、認証はどのようなところを対象にしているかといいますと、対象（基準）の部分に書いておりますが、県内に本社等を置く、常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業としております。これは、国の認証制度である、「くるみん」との棲み分けを図っておるということで、この企業規模を対象にするという背景です。認証ですが、単に取れるというものではございませんで、この対象（基準）に掲げておる4つの項目を全て満たしていただくという必要があります。要するに、次世代法で義務づけられている、ないし努力義務とされている行動計画、この行動計画を立てるために必要とされていることを満たしまして、制度をもっておる愛媛労働局に行動計画の策定を届け出て、その後に計画に定められたアクションプランの実行に着手していただければ、この認証を受けられるとしております。簡単に言うと、ある程度の入口をくぐるのが条件で、実績は問うておりません。これは理由がありまして、国の認証である「くるみん」というのは、入口のみならず、出口もしっかりと見るという仕組みになっております。一方、県がやっておる認証の方は、まずターゲットが国よりもさらに中小・零細規模であるということで、日々の経営でお忙しい、こうした取り組みに力を振り向けようにも、人員も体制も限られているという中で、いきなりハードルを上げるのではなくて、まずは入口はハードルはある程度の高さにして、たくさん参加していただくという主旨でこういう設計になっております。姿勢と意欲をまずは評価するという仕組みとなっております。それでもあまり取得が進まなくて、1ページ目にお戻りいただきますと、認証実績一覧とあるんですけど、最初の方はそもそもの制度が知られていないこともあって、低調な取得実績でございました。途中から、先ほど申し上げたサポート事業をやって、積極的な働きかけを行った結果、数が伸びたところでありませぬ。なお、数の推移を御覧いただくと、平成22年にピークを迎えまして、そこからちょっと減ったり、ちょっと増えたりして、大きく見れば横ばいが続いているんですが、平成26年が7社と大幅に落ち込んでおります。これには原因がございますので、ここは新規

の方々の認証ということになっておりますが、今年はちょうど次世代法の、10年間国をあげて頑張るという期限の第一期が終わって、認証を取得した企業の大半、300数十社の認証の期限が切れるので、今年は新規顧客開拓に力を入れるのではなくて、すでに認証を取得されている方々のフォローに力を入れておりますので、今年の数値は大幅に落ち込んでいる、という状況でございます。今、申し上げました、認証取得後の支援としては、大きく3つございます。1つに、人事労務担当者同士の交流会を設けまして、自社の取り組みやお悩みなどを共有していただいて、ネットワーキングをするといったものが1つでございます。2つに、サポーターの方々が実際に定期的に訪問をしまして、アクションプランがうまくいっているかどうか、うまくいっていないか、なにがうまくいっていないのかといった課題の抽出と分析、PDCAのアドバイスをやる、といった活動を通じて、すでに認証を取得されている方へのフォローをやるということでございます。あと、セミナーなどに積極的に出ていただいて、担当者が2年もすれば変わることも多いですから、改めて意識を新たにさせていただく、といったこともございます。以上が、2ページ目上半分の認証制度に係る詳細説明でした。

続きまして、下段の「えひめ子育て応援企業リーダーコンテスト」について御説明いたします。2ページの下段と3ページをあわせて御覧いただきながらお聞きください。このコンテストですが、認証制度で入口を広くとって、1社でも多くの企業に認証を取得してもらった上で、その中で特に優れた取り組みやっている企業におかれては、セミナーの場にお招きしまして、表彰をさせていただくというものでございます。年によって取材いただける場合も、いただけない場合もあるんですが、知事賞という形で行いますので、メディアに取り上げていただければ、企業にとってもPR効果となる、と。そういったことを通じて、広く県民の皆様にも、個社の取り組みを周知することで、この両立支援に関する企業の意識のさらなる醸成を図ろうとするものでございます。応募基準ですが、簡単に言うと、法の基準を満たしているとか、法令違反がない、ということに加えて、チェック表にある利用実績の項目が必ず1つは含まれること。認証は入口中心に見ているのに対して、コンテストでは実績も見るという形で基準を分けているということです。ちなみに、今年の実績は、県内で17社から応募をいただき、新居浜市にある海運株式会社が知事賞に決定しておりまして、先ほどお話ししましたセミナーにおいて授与式を行い、併せて、事例発表をしていただく予定になっております。以上がコンテスト制度の中身になっております。

続きまして、5、6ページ目に「仕事と子育てを両立しやすい職場づくり」というリーフレットのコピーを入れさせていただいておりますが、これが先ほど申し上げたサポート事業のリーフレットで、こうしたものを活用して、事業主の方に両立支援の体制を整えることを考えていただけませんか、という働きかけをしております。7ページが、助成金のリーフレットということになっております。

8ページ以降が2本目の柱になる「ファミリー・サポート・センター」の資料でございますので、8ページを御覧ください。このファミリー・サポート・センターですが、イメージ図にあるように、ファミリー・サポート・センターの会員の方々の相互援助をコーディネートするというのが、眼目でございます。先ほどの制度は企業を応援するものでしたけど、このファミリー・サポート・センターの会員のとなつていただくのは、乳幼児や小学生といったお子さんをお持ちの労働者や主婦の方々などであり、センターにおいて、援助を必要という方と、援助をしてもいいよ、という方々のマッチングのお手伝いをするというものです。このセンターの設置主体は、市町となっております。運

営費については、国と県と市町がそれぞれ分担するというのが、5番の設置等についての補助等の部分に書いております。愛媛県内におきましては、9ページにどこにあるかということが書いてあります。県内では11市町ですでに設置されており、最近では平成25年度に大洲で設置されました。県といたしましては、「えひめ・未来・子育てプラン（後期計画）」において、ファミリー・サポート・センターの設置数を目標に掲げておりまして、それが今年度中に11箇所という目標でしたので、まずはなんとか目標は達成したということになっております。

センターが行うコーディネートの中身ですが、8ページ目の4番に挙げております。基本事業といたしまして、保育施設までの送迎、また保育開始、終了時のお子さんの預かり、保護者の方が病気や急用の場合のお子さんの預かり、といったものがございます。また、市町によっては、病気のお子さんについても、預かれるということを上乗せで行っているところもございます。一義的には、市町の事業であるんですけども、県のスタンスとしては、ファミリー・サポート・センターも労働者や子育て中の方の立場から、両立を支援するという取り組みに非常に有用であると考えておりますので、引き続きホームページや広報誌などを通じて、ファミリー・サポート・センターを機会をとらえて取り上げる形で、利用者の方々へのPRをお手伝いしていきたいと考えております。

労政雇用課担当分については、御説明は以上でございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。長尾委員いかがでしょうか。

○長尾由希子委員 1ページの子育て応援企業の認証に関しまして、辞退5社、取消処分1社、未更新8社の理由を簡単に教えていただけますか。

○藪真智子委員 長尾委員の御質問に引き続いてなんですけれども、認証企業の中で、辞退5社、取消処分1社、未更新8社、この14社に対することなんですけれども、私の疑問としましては、一般事業主行動計画策定義務企業と、努力義務企業の内訳はどのようになっているか御存知でいらっしゃいますか。

○労政雇用課 努力義務か、義務かについては、申し訳ありません、直ちには把握しておりません。

○藪真智子委員 この義務企業の中で、届出済み企業数が548社、そして努力義務企業で届出をしてるのが549社に及んでいるんですが、届出をしていない企業はもっと余りあると思うんですが、非常に事業としては大掛かりに感じるんですけれども、助成金の予算額が135万円、例えば認証企業が1.5倍頂くとして、最低額を申請した場合、8社分しかないんです。そして、一事業主1回限り、これは助成というようなことで満足されていたんでは、税金の持っているところがどこにあるかということで、例えば、山本委員、村上委員、長尾委員がおっしゃっていたように、共働き世帯の子育て問題とか、保育施設問題とか、企業側の実際の支援がなければ、現実として少子化対策とか、子育て支援にはならないと思うんです。これは毎年申し上げているんですけれども、この予算額の本当にわずかなこと、そして、企業コンテストと申しまして、25年度、知事賞が118名の社員数の医療法人、法人会連合会会長賞も今治の医療法人、白石病院、138

名です。こういった中堅企業では、体制が全うできるでしょうけど、できないような小企業、零細企業に対しての支援をもっと力を込めていかないと、その下で働く社員さん、あるいは子育て中の女性の方々とか、そういったことに対しての支援に繋がっているのか、そして先ほども御説明ありましたが、認証企業がどんどん減少していっていると、今年度半期ですけれどもたった7社ですので、この制度に対してのメリットが、事業主からはあまり感じられないのではないかとということがありまして、そのあたりの予算額に対しての見通しとかはお考えでしょうか。

○労政雇用課 辞退5社、取消1社の部分ですが、辞退はやる気がなくなりましたということではなくて、企業規模が認証制度の対象としている300人以下を超えた、もしくは本社が県外に移転したという形で、制度の対象でなくなったことなどのための辞退と聞いております。取消の1社が、法令順守を満たさないということで取り消しとなっております。8社の部分ですけれども、詳細は把握していませんが、そもそもこの制度を、認証を維持する気がなくなったということも含まれてあろうかと思いますが、実際には廃業された方なども混ざっておるのではないかとこの感覚をもちしております。その上で、いくつか御指摘をいただいておりますけれども、まず助成金の部分が不十分ではないかという御意見かと思っております。御指摘はお立場からすれば、一理あると私も思いますが、難しい事情としまして、この助成の対象というのが法の基準を上回る場所となっておりまして、そもそも法律で定められている水準は順守していただく、それを上回って頑張るといのは、そもそも企業の方からすると、非常にハードルが高いことである。なので、そもそもこの助成金を利用される母集団が非常に小さいであろうということもあって、様々なメニューのバランスを考える予算においては、どうしても予算規模は小さくなってしまいうところがございます。ただ、少子高齢化の流れを変えようという上で、もう少し何かできることはないだろうかということは当課としても認識しておりますので、この場で詳らかに明かすことはできないんですけど、来年度の予算要求に向けて、今いろいろと委員のおっしゃるような問題意識も踏まえた、その方向に即した検討を進めておるところでございます。

あと、もう1点、認証制度の数が少ないということと、メリットを感じられないのではないかとこの部分について、これは一般論ですけれども、企業活動においては事業主の方はどうしてもまずは、企業存続のための事業活動に力を入れざるを得ない。企業活動を円滑にしつつ、こうした就業環境整備も力を入れている、という順序でやられているのではないかと推測しております。その仮定が正しいとすると、どうしても、こうしたところで認証をとるということは、あまりメリットは感じられないかもしれません。私どもとして、今考えておりますのが、ではどうしたらこのマークを受けるメリットが増えるかということでございますが、1つはこのマーク自体の知名度を上げて、それを取ることが、あの企業は両立支援にフレンドリーであると知ってもらえる機会を増やすことではないかと考えております。その具体策の1つとしまして、こちらはまだ検討中でありまして詳らかに御説明できないんですけど、例えば、国の制度で「くるみん」をやっております、それぞれそれ相応の知名度を持っているわけでございます。であれば、その2つのシンボルマークをコラボレーションさせる形で、マーク自体の知名度の裾野を上げるといったことでありますとか、県がかなり力を入れてPRしておりますみきゃんと、このシンボルマークをタイアップさせるような形で、そもそもマークの知名度を上げる、といったことが1つ。あとは、なかなか精神論で動く世界ではないと

思うんですけど、私が次回のセミナーでもお伝えしようと思っているのは、こうした両立支援というのは、従来であれば企業のお立場からすると福利厚生、人事労務の担当の分野であろうかと推測いたします。しかしながら、昨今の少子高齢化の状況の中では、もはや福利厚生だけの問題だけではなくて、子育て中の労働者の労働力を確保していくという観点から、これは経営問題であると訴えかけを様々な場所で働きかけていきたいと思っています。そうした形で、労働力の不足というのは年を追うごとに雪だるま式に転がって参りますので、そうした現状に危機意識を持っていただいている企業に、労働力確保の観点からも意識を持っていただいている企業に、労働力確保の観点からこうした取り組みをしっかりとやっていただきたい、と。認証というのは、結果でございまして、認証を取るためにはこの次世代のアクションプランを立てたり、就業規則を整備したりしないといけないので、それが外部からのアドバイスを受けながら整備できるという意味では企業にとってメリットですので、そうしたことをもう少し丁寧に訴えながら、この仕組みのメリットをより上げて参りたいと考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。引き続き中小、零細企業への仕事と家庭の両立支援をお願いいたします。それでは、「えひめ子育て応援企業育成事業等」についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、起業等の女性のチャレンジ支援の観点から資料4「公益財団法人えひめ産業振興財団の事業」について、えひめ産業振興財団から説明をお願いします。

○(公財) えひめ産業振興財団 本日は、「起業等の女性のチャレンジ支援」としまして、えひめ産業振興財団が取り組んでおります、起業・創業に関する支援事業について御説明をさせていただきます。私ども、えひめ産業振興財団は、松山市久米窪田町のテクノプラザ愛媛というところにございまして、中小企業支援や、ものづくり企業の研究開発支援、企業のIT化の支援などを行っている公益財団法人でございまして、創業・起業の支援についても事業の柱として取り組んでいるところでございます。当財団の概要、事業内容については、お配りしておりますパンフレットを御参照いただければと思います。当財団では、これまで女性を対象を絞った形での創業支援というものは行ってないわけですが、それぞれの支援事業を女性の方にも御活用いただくという形で支援させていただいておりますので、本日は、当財団が行っている創業に関する支援事業のうち、主なものについて御説明させていただきますので、御了承いただければと思います。

本日の資料4としまして、当財団の26年度の事業計画と25年度の事業報告の抜粋を掲載しておりますけれども、いずれの事業も県の補助金を活用して実施しており、継続して取り組んでおります。時間の都合もございまして、3ページの「25年度事業報告書」を御覧いただきながら、御説明させていただければと思います。

まず、1の1、新事業総合支援事業の(1)から①の、相談窓口における支援でございます。財団に設置しておりますビジネスサポートオフィスにおきまして、新商品開発や新事業創出をはじめとしまして、マーケティングやビジネスプラン、資金調達など、中小企業の方や小規模事業者の皆様が抱えておられるさまざまな課題についての相談を受けまして、アドバイスを行っております。創業・起業に関する相談についても、このビジネスサポートオフィスにおいてお受けしているところでございます。ビジネスサポートオフィスに、プロジェクトマネージャー1名、サブマネージャー1名をはじめ、財

団のプロパー職員ですとか、金融機関からの出向職員である研究員を配置しております、創業に関する御相談ですと、相談に来られた方の思いですとか、描かれているプランをいろいろを伺った上で、創業の心構えといったところから、ビジネスプランの作成、助成金などの支援制度の御紹介や、その申請に向けた事業計画のブラッシュアップなども行っております、御相談いただいた方が着実に創業に向けて準備ができるようお手伝いしております。平成25年度には、延べ約2,600件の相談対応を行っておりますけれども、そのうち、約4分の1が、何らかの形で創業に関する御相談という状況でございます。なお、創業支援だけとは限らないんですけれども、窓口相談等の中で、より高度で専門的な課題を解決するため、財団に登録しております専門家、ビジネスアドバイザーを派遣して課題解決に当たる、専門家派遣事業も別途行っておるところですが、その中で、女性の専門家の方にも、IT関係ですとか、販売戦略の策定、社内の人材教育、食品関係のメニューの改善等の分野で、事業者の支援に実際にあたっていただいている事例もございますので、御紹介させていただきます。

続いて、4ページの上段でございます(5)の①の創業準備室(スタートアップ支援オフィス)の提供でございます。当財団では、創業を目指す方が、事業計画の策定や創業に向けた準備に集中して取り組んでいただくため、テクノプラザ内に、パーティションで区切った専用スペースタイプですけれども、創業準備室を14ブース設けて提供しております。利用料金については、今年度から月額5,140円と若干値上がりしておりますが、利用期間は、最長1年となっております、その間、プロジェクトマネージャー等の専門スタッフが定期面談を行って、事業計画のブラッシュアップを図るとともに、専門家による法人設立の手続きの支援なども行っております、平成14年に利用開始しましてから、これまでに140近くの個人・グループの方が利用され、50社以上の法人設立につながっております。女性の方については、これまでに10数名の方が利用された例がございます、創業準備室を出られた後、現在も事業を継続されている方もいらっしゃると伺っています。創業準備室についての詳しい内容は、お配りしている資料を御参照いただければと思います。

続いて、③のインキュベーション施設支援強化の一環で実施しております、創業支援講座「えひめビジネスインキュベートスクール」についてでございます。当財団では、創業・起業者等を発掘し、ビジネスプランのブラッシュアップや課題解決の支援を行うことなどを目的としまして、「えひめビジネスインキュベートスクール」を開設しております。このスクールでは、単発のセミナー、研修という形ではなく、できるだけ受講を通して、御自身の創業についての思いや、プランの見える化を図るとともに、受講者同士のグループワーク等を活用して、新たな気づきを得ていただき、より着実に創業・起業に向けたステップアップが図れるよう、プログラム内容を工夫いたしますとともに、メイン講師に加え、毎回ゲストスピーカーとして、先輩起業家の方に来ていただいて、苦労話や失敗談も含めた話をしていただいております。平成25年度には、資料にございますとおり、アイデア整理編、プラン具体化編、事業成長編を開設いたしまして、それぞれの受講者数も資料にある通りでございます。受講された中には、引き続き創業準備室に入居されて創業された方、国の創業補助金の採択を受けられた方もいらっしゃいます。また、受講者のうち、約3分の1は女性の方に受講いただいている状況でございます。なお、ゲストスピーカーとして、県内ブライダルサロンの経営者の方や、産業カウンセラーなど、女性の方もお越しいただいて、女性起業家としてのお話などもいただいております。

最後に、5ページにございます、1の5の(1)地域密着型ビジネス創出助成事業について御説明させていただきます。この事業のうち、新規創業に関する一般枠については、法人を設立して、地域資源を活用した、又は地域ニーズに対応した、地域に密着した事業に新たに取り組もうとする個人、グループを対象としまして、事業の立ち上げに必要な初期的経費を助成するものでございます。この一般枠では、こちらの資料にありますとおり、年3回の募集を行っておりまして、25年度には16件の採択させていただいております。例年、毎年15、6件程度採択しており、女性の方も毎年1名から数名程度ですけれども、採択を受けて事業を開始されている状況でございます。本日お配りしている資料「愛媛中小企業応援ファンド事業について」が、今申し上げました地域密着型ビジネスを含めたファンド事業の概要になります。こちら26年度の募集用パンフレットになっておりますが、27年度も概ね同様の事業を予定しております。

以上が、当財団が取り組んでおります創業・起業支援に関する主な事業でございますが、今年度の新たな取り組みとして、愛媛県法人会連合会の地域女性活躍加速化交付金事業の一環で、ひめのわセミナーというのが企画・実施されると。その中でスタートアップセミナーということで、女性の起業、社内プロジェクトの立ち上げなどのスタートアップを12月15、16日に開催することになっておりまして、これらの企画・運営に私どもえひめ産業振興財団も御協力させていただいております。

最後になりますけれども、私どもえひめ産業振興財団は、「前向き企業の応援団」として各支援事業に取り組んでいるところでありますけれども、今後とも、女性の方の前向きな創業・起業と、起業後の事業の成長に向けて、伴走者として寄り添いながら、お手伝いをしていきたいと考えております。以上でございます。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。それでは、ただ今の説明について、御意見、御質問はございませんか。

○堀田真奈委員 女性の創業・起業に関しては特に特化してはされていないということだったんですけれども、愛媛もそもそも女性の創業が少ないというところもあるんですけれども、その中でも、伴走者であるサポート体制の質の向上がとても大事だと思っているんですが、このあたりで何かされていることってございますか。

○(公財)えひめ産業振興財団 ここ数年、創業・起業ということが叫ばれておりますし、各商工会議所や金融機関、市町でもそれぞれ創業支援に取り組んでおられると聞いておりますけれども、私ども財団では各支援機関と連携を取りまして、それぞれの事業で創業・起業として学ばれた方が、次のステップとして、具体的に創業準備をしたいとか、資金調達を考えたいという方々の御相談をお受けして、実際金融機関の創業塾を受けられた方が私ども創業準備室に入られて、法人化されて事業化された、と。今同じテクノプラザの中に、インキュベートルームという、さらに事業成長のための施設も提供しているんですけれども、そういった個々の事業者の方の段階に応じた適切なアドバイスとか支援メニューが提供できるように工夫を、情報共有のところから始めて、財団ならではの支援ができることを目指して、取り組んでいるところです。それが幅広く活用していただいているかは、まだわからないんですけれども、相談にこられた方にとって財団がそういった伴走者になれるような思いで取り組んでいるところです。

○堀田真奈委員 私も数年前に活用したことはあるんですが、アドバイザー、コーディネーターの方というのが、金融機関の方とか経営のコンサルタントの方とか知識はたくさん持っている方なんですが、非常にそこにいくことがハードルが高かったです。例えば1つ、傾聴の姿勢としても、腕組みをしてふんぞり返って聞いているような方がいたりとか、そもそもの入口の部分で、ハードルが高いなと感じました。そこに相談に行く方で、すでに創業計画の青写真ができている方の相談であればいいんですが、なんかしたいんだけど、というけっこうぼんやりした方が、特に女性には多いと思うんです。そこの引き出しができる方っていうのはいるのかなという、正直疑問はありまして、そういったそもそもの掘り出しができるような、サポートをする、適切なアドバイスができる人材の質の向上を図っていただきたいな、と思ってます。

○（公財）えひめ産業振興財団 過去にそういった御経験もということなのですが、こちらの財団としても心構えとしてはまずは思いをゆっくり聞いて、それに何か一步を踏み出すためのアドバイスをということで、今いるスタッフでは共通の思いで取り組んでいるところですけども、やはりえひめ産業振興財団にいきなりというのは、敷居も高いとか、堅いイメージもありますし、実際足を運びにくいという事業者の方も、相談者の方とかいらっしゃいますので、今最寄りの金融機関や商工会議所とか、松山市の方でも交流プラザとか、より起業される方に近い所で相談を受けられるような窓口ができてきておりますので、そういった情報をどう効果的にお知らせするかというのは課題ではあるんですけども、まずは最寄りのところに相談していただいて、次のステップ、その次のステップあたりで財団を活用していただくというような、支援機関の流れができたらいいのかなとは考えております。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。

○喜田ヒサ子委員 漁協女性連ですけども、とにかくグループはたくさんございます。そんな中でテクノプラザというのは初めて言葉を聞く人が大勢いると思うんですけど、私たちの小さなグループでも、今年からでもいろいろお話を聞かせていただいて、これから幅広く活動していけたらなと思っておりますので、女性連の役員会などにもちょっと来ていただいたら都合がいいかなと思っております。よろしくお願ひします。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。是非、ハードルが低くて、前向きになれるような、切れ目のない支援をお願いできたらと思います。

○（公財）えひめ産業振興財団 ちょうど漁協の取り組みということでお話がありましたけれども、これまでも個々の御相談をお受けすることもございましたし、今年度から私どもえひめ産業振興財団が愛媛県の委託を受けまして、6次産業化のサポートをするセンターもできております。御相談される際にいきなりサポートセンターが難しければ、漁協なり金融機関や、県の水産関係のセクションの方にお声掛けいただいてもかまいませんし、具体的な取り組みのお手伝いをするような形はとらせていただきます。

○桐木陽子会長 よろしくお願ひいたします。それでは事業に関するヒアリングにつきまして、以上で終わらせていただきたいと思ひます。ありがとうございます。

非常に活発に御意見いただきまして、皆様ありがとうございました。今日、フリートキングとか情報提供をいただくはずだったんですが、窪川委員、藤田委員よろしいでしょうか。

○藤田由美委員 今回出席させていただいて、いろんなことがある中、多々勉強しております。私ども建設業に関しましても、女性が進出できるように、いろんな制度を活用しながら企業も頑張っていきたいと思っております。

○桐木陽子会長 ありがとうございました。事務局から伝達事項はありますでしょうか。

○事務局 先ほど会長の御挨拶にもありましたが、当日配布資料ということでお渡しした、「女性活躍推進法案」が国会で審議されております。内容的にはこのペーパーどおりということで、今後の女性活躍推進の1つの法律ですから、大きな方向性になるということで、注目しておいていただけたらと思います。法案の成行きは政局のことでもありますので不透明なところもありますけれども、おそらく将来的には成立すると思しますので、またその時には皆様に御審議、御相談等することもあるかもしれませんので、よろしく願いいたします。

○山田泉委員 パートタイム労働法と次世代育成支援対策推進法が変わります、というものと、その裏面にやはり同じものなのですが、私ども厚生労働省側から見た、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案の概要ということで、民間事業者向けのものをまとめたものをつけております。今日お時間ございませんが、またお手元にとって御覧いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○桐木陽子会長 ありがとうございます。資料も税金で賄われておりますので、どうぞお手にとって、熟読のうえ役立てていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

4 閉 会

○司会 それでは以上をもちまして、愛媛県男女共同参画会議を終了いたします。本日は、長時間にわたり熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。